

PCB廃棄物の処分等に係る 実務の概要について

令和7年11月

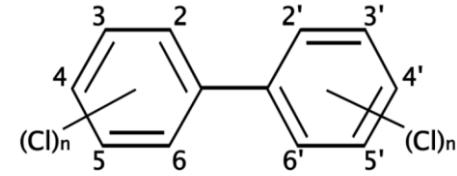
大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

PCB廃棄物とは

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは？

《性質》

- 水に極めて溶けにくい、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定。主に油状の物質。



《用途》

- 電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途で利用



《毒性》

- 昭和43年にカネミ油症事件が発生、毒性が社会問題化
- 発がん性、目や口の腔粘膜異常、ニキビ状の吹出物、皮膚の黒ずみなど

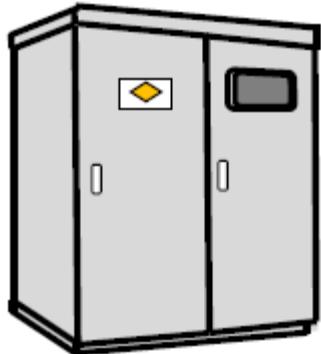


- 国内では昭和47年に製造・輸入・使用が禁止
- 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」令和10年までの廃絶
- 平成13年、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」施行。令和9年3月末を期限に処理が進められている。

PCBの可能性がある主な機器等①

自家用電気工作物

- ・自家用電気工作物とは、6600V以上の電気を工場やビル等の事業内に引込み、低圧に変換する機器。
- ・高圧受電設備（電気室、キュービクル等）の中に変圧器・コンデンサー・遮断機等が設置されている。
- ・調査は必ず保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼する。



キュービクル



変圧器



コンデンサー



計器用変成器



開閉器



遮断機



リアクトル

PCBの可能性がある主な機器等②

非自家用電気工作物

- X線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター等）の制御盤、低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーなど。
- ⇒ 詳細は環境省「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」をご確認ください。
- 調査はメーカー等に確認するか電気工事業者に依頼。



X線発生装置



電気溶接機



昇降機



低圧分電盤内の
低圧コンデンサー



単相モーターに取り付け
られた低圧コンデンサー



コンプレッサーに取り付け
られた低圧コンデンサー

《参考》

- 環境省 「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」
<https://www.env.go.jp/content/900535246.pdf>
- （一社）日本画像医療システム工業会 「X線機器等のPCB含有医療機器に関する照会窓口」
<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>
- （一社）日本分析機器工業会 「分析用X線検査装置他PCB廃棄物処理、期限内の安全な処理についてのお願い」
<https://www.jaima.or.jp/jp/about/activities/pcb/>
- （一社）日本溶接協会 電気溶接部会 「PCB含有コンデンサーの早期処理（環境省からのお知らせ）に関するご案内」
<http://www.jwes.or.jp/mt/senmon/de/archives/2020/06/pcb.html>

PCBの可能性がある主な機器等③

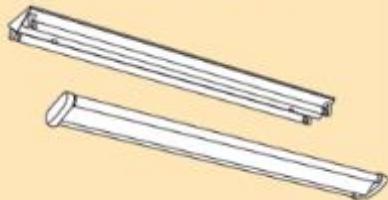
照明用安定器

PCB使用の可能性有

PCB不使用

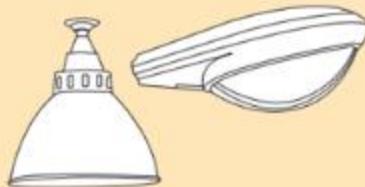
蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



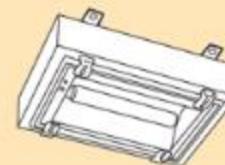
水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



蛍光灯器具

(家庭用)



※ 数は少ないがメタルハライド灯器具や高圧ナトリウム灯器具にもPCB使用安定器有り

PCB含有塗料

- PCBを可塑剤として使用した塗料（塩化ゴム系）で昭和41年（1966年）から昭和47年（1972年）1月までに製造されたもの。
- 鋼製橋梁、洞門、排水機場、鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）、水門・鉄管の鋼構造物、船舶の塗膜で確認されている。



《参考》環境省（ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領（第3版））
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/pdf/tomaku3.pdf>

《参考》環境省（PCBを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について）
https://www.env.go.jp/recycle/recycle/poly/law/mat01_3.pdf

変圧器・コンデンサーの判別について

銘板の取り付け位置は、機器の側面または上面などにあります。



① メーカー・型式・表示記号等を確認

読み取った情報を照らして、メーカー・（一社）日本電機工業会のHPにある一覧表等をもとに、高濃度PCBに該当するか、メーカーに問合せ



《参考》（一社）日本電機工業会「6. 高濃度のPCBを使用した電気工作物」
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

② PCB濃度分析

高濃度PCBに該当しないものであって、メーカーがPCB不含有と証明しないものや、メーカー納入後の絶縁油の補充・入替情報が不確かなものは、絶縁油中の**PCB濃度を分析**し、低濃度PCB廃棄物に該当するか否かを判別。また、高濃度ではないとが銘板情報等から確認出来たら、分析を行わずに低濃度PCB廃棄物と**みなして処分**することも可能。

《参考》分析機関：一般社団法人**日本環境測定分析協会**



POINT

- メーカー、型式、表示記号により、高濃度PCBと確認されれば、分析せずに、高濃度として保管する必要があります。（**分析不要**）
- 高濃度PCBでないと判明している場合は、分析を行わずに低濃度PCB廃棄物と**みなして処分**することも可能。

照明用安定器の判別

照明器具が設置された建物の情報で判別

↓
判別できなければ次へ

照明器具のラベルを確認



↓
判別できなければ次へ

安定器の外観、銘板を確認



昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された力率85%以上の安定器にPCBの使用あり
照明器具の内部を確認する場合は電源を切って、安全対策をして実施！

メーカーに問い合わせ、またはネット検索

メーカー問い合わせ先は日本照明工業会のHP (<https://www.jilma.or.jp/kankyo pcb/index.htm>)

・昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された力率85%以上の安定器にPCBが使用されている可能性がある。

※ 安定器については、次のメーカーから**微量PCB汚染**の可能性が公表されています。

- ・東芝ライテック（株）
- ・日立グローバルライフソリューションズ（株）

処理方法は環境省にて検討中のため、処理方法が確定するまで、適正保管をお願いします。

昭和52年3月以前に建築された建物の照明にPCB使用の可能性あり

保管事業者の責務、PCB廃棄物の処理期限

保管事業者の責務

- 保管事業者はPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。
- 届出及び処理期限内の処理が義務づけられている。

PCB廃棄物の処理期限

種類	定義	処分期限
低濃度PCB 廃棄物	PCBが 非意図的に混入 したもの。 濃度が0.5mg/kg超～5,000mg/kg(0.5%) 以下のもの。 ※可燃性PCB汚染物は10% (=100,000mg/kg) 以下のもの	令和8年度末
高濃度PCB 廃棄物	PCBが 意図的に使用 されたもの。 濃度が0.5% (5,000mg/kg) を超えるもの。 ※可燃性PCB汚染物は10% (=100,000mg/kg) を超えるもの	令和2年度末 (処分期間終了) ・現在処分先未定につき 適正保管 ・万一発見されたら 所管行政に連絡を！

届出の提出時期と添付書類

PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

●毎年4月1日から**6月30日まで**に提出が必要

(ただし新たにPCB廃棄物保管することになった事業者は速やかに届出してください)

対象	提出書類
前年度にPCB廃棄物を保管していた事業者	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書
新規届出または保管状況に変化があった事業者	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書▪ 保管状況が分かる写真
前年度中にPCB廃棄物を委託処分した事業者	<ul style="list-style-type: none">▪ 届出書▪ マニフェストD票の写し又はE票の写し

※ PCB濃度の分析を行った場合は、分析結果の写しを添付してください。

《届出書の提出先》

保管事業場所在地の所管行政に提出して下さい。

大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市	各政令市の市長宛
堺市を除く泉州地域	大阪府泉州農と緑の総合事務所長宛
上記以外の大阪府内	大阪府知事宛

保管中の注意事項について

① 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

P C B 廃棄物の処分に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに

「**特別管理産業廃棄物管理責任者**」を置かなければなりません

POINT



- (公社)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習※を修了することで資格を取得することができます。

※(公社)大阪府産業資源循環協会のHPで申込方法や講義日程の確認が可能です。

保管中の注意事項について

② 保管基準 (PCB廃棄物)

～生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません～

- 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などを表示した掲示板が設けられていること
- 保管場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のための措置が講じられていること
- PCB廃棄物に他の物が混入する恐れのないように仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること
- PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること
- PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること

保管中の注意事項

60cm以上

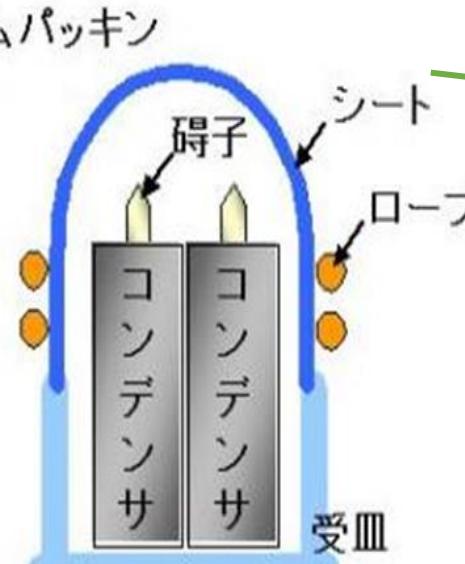
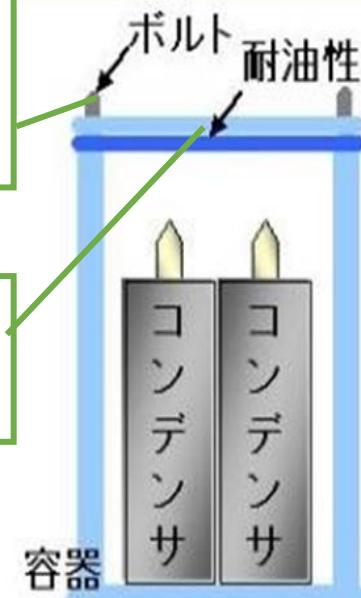
特別管理産業廃棄物	
P C B 廃棄物保管場所（関係者以外立入禁止）	
名 称	
所 在 地	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
連 絡 先	

60cm
以上

屋根

屋根のある建屋内で保管

十分な容量の金属製容器などで密封



揮発防止及び高温にさらさ
ない

腐食防止に必要な措置

コンクリート床等

PCB廃棄物の譲り渡しの禁止

譲り渡し及び譲り受けは、原則、禁止されています

なお、相続や合併又は分割（PCB保管事業を承継させるものに限る）の場合の承継は認められています（届出必要）

設備メンテナンス業者や撤去工事の元請業者に



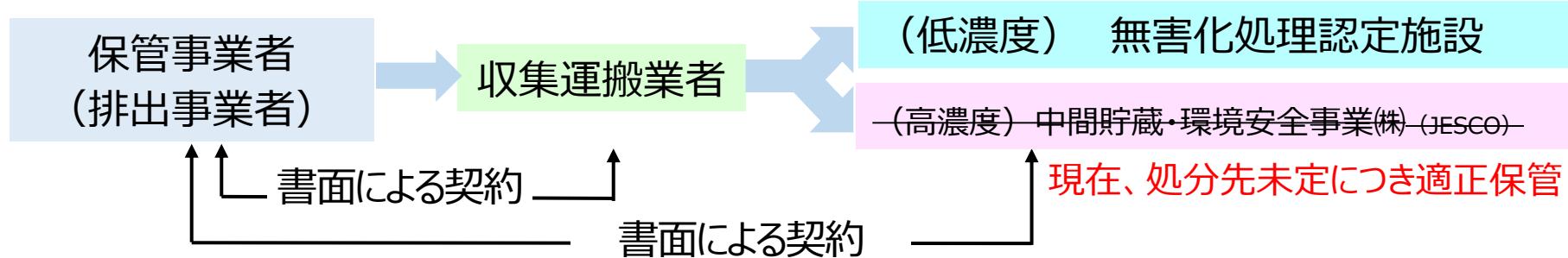
（建設廃棄物として）、PCB廃棄物の処理を頼むことは
できません。

→機器等の保有者が適正に処分する必要があります

PCB廃棄物の処分方法について

● PCB廃棄物の委託先

(環境省) 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>



● 収集運搬業者への委託

積む場所と降ろす場所のPCB廃棄物を運ぶ許可を持った、
特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可業者に委託してください。

● 書面による2者間契約

産業廃棄物の委託契約は、排出事業者が「収集運搬業者」、「処分業者」
それと、書面による契約を結ばなければなりません。
ただし、運搬と処分を同一の業者へ委託する場合は、排出事業者と「収集運搬・処分業者」
との1本の契約で差し支えありません。

※ 契約書は契約終了日から5年間保存しなければなりません。

(参考) PCB廃棄物処理の助成について

【助成対象者】
中小企業・個人
(庁内、市役所は助成対象外)

【申請期間】

R7年4月1日～R8年3月31日

※ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止

※申請は、分析や処理を実施する前に行ってください

(リンク先)

<https://www.sanpainer.or.jp/joseikin/>

**中小企業(個人事業主を含む)の
低濃度PCB廃棄物の
適正処理を支援します**

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は**令和9年3月31日まで**に保管事業者で適正に**処理**されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。



[詳細は裏面へ!](#)

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL : 098-995-7100

受付時間 月～金 10 時～12 時 /13 時～17 時 (祝日年末年始を除く。)

mail:joseikin@sanpainer.or.jp

URL:<https://www.sanpainer.or.jp/joseikin>

問合せ窓口

PCB特別措置法に基づく届出(政令市)

大阪市	環境局環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	(電話) 06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部 環境対策課	(電話) 072-228-7476
豊中市	環境部 環境指導課	(電話) 06-6858-3070
吹田市	環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ	(電話) 06-6384-1799
高槻市	市民生活環境部 資源循環推進課	(電話) 072-669-1886
枚方市	環境部 環境指導課	(電話) 050-7102-6014
八尾市	環境部 循環型社会推進課	(電話) 072-924-3772
寝屋川市	環境部 環境保全課	(電話) 072-824-1021
東大阪市	環境部 産業廃棄物対策課	(電話) 06-4309-3207

PCB特別措置法に基づく届出(政令市以外)

大阪府 (咲洲庁舎)	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ	(電話) 06-6941-0351 (直通) 06-6210-9583
(泉州農と緑の総合事務所)	環境指導課	(電話) 072-437-2530